

庁内システム全体最適化に向けた調査・方針検討支援業務企画提案競技実施要領

令和7年6月10日

宮崎県総合政策部デジタル推進課

1 調達の目的

現在、県では庁内システムの全体最適化を進めることとしており、各課が導入したシステムの状況（データ構成や連携状況など）についても今後詳細に把握していく必要がある。

このため、全体最適化を効果的に進めるための準備として、既存の庁内システムの状況調査及びシステム導入を検討する際の指針や、指針に沿って検討するためのチェックリストの作成を行い、庁内システムの全体最適化に向けた地盤作りを行う。

2 企画提案競技に付する事項

(1) 業務件名

庁内システム全体最適化に向けた調査・方針検討支援業務

(2) 業務の特質等

庁内システム全体最適化に向けた調査・方針検討支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年12月25日まで

(4) 提案上限額

10,006,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、提案上限額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 企画提案競技及び契約の手続事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル戦略推進担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館3階）

電話：0985-26-7046

E-mail アドレス：digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

4 企画提案競技に参加する者に必要な要件

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

ただし、(1)の要件については、契約締結時まで満たすことができる者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）（以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種である者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者

- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (7) (1)に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次のとおり資格を得るための申請を行うこと

ア 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当

宮崎市橘通東2丁目 10 番1号(宮崎県庁1号館1階)

電話:0985-26-7208

イ 申請書類の受付期間

令和7年7月 11 日(金)まで(土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで)とする。

5 スケジュール(予定)

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 公告 | 令和7年6月26日(木) |
| (2) 参加申請期限 | 令和7年7月 11 日(金) |
| (3) 質問書受付期限 | 令和7年7月 11 日(金) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年7月24日(木) |
| (5) プレゼンテーション | 令和7年8月1日(金) 予定 |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年8月8日(金) 予定 |

6 説明会の実施

説明会は実施しない。

企画提案競技及び仕様書等に関する質問については9による。

7 企画提案競技参加申込書の提出

本業務の調達に参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書を提出すること。

- (1) 提出場所

上記 3 の場所

- (2) 提出期限

令和7年7月 11 日(金)午後 5 時

- (3) 提出方法

持参、送付又は電子メール(なお、送付の場合であっても上記の日時必着とする。)

- (4) 提出書類

ア 「企画提案競技参加申請書」(様式第1号)

イ 「業務実績等調書」(様式第2号)

ウ 代理人を選定した場合にあっては、「委任状」(様式第3号)

エ 申請者の概要が分かる資料(会社案内書等)

(5) 資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、申請者に対し電子メールにより通知する。

(6) 企画提案競技の辞退について

参加資格申請書の提出後、企画提案競技を辞退する者は「辞退届」(様式第5号)を提出すること。

8 参加資格の喪失

契約締結日までに上記4の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を失うものとする。

9 質問及び回答

(1) 質問

本件に関し質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限

令和7年7月11日(金)午後5時

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

提出先 E-Mail アドレス : digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

ウ 様式

質問書(様式第4号)

エ 件名

メールの件名は「【質問書提出】市内システム全体最適化に向けた調査・方針検討支援業務企画提案競技」とすること。

この件名以外で質問書を提出した場合回答しないことがあるので注意すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

質問者に対し、質問受付翌日から起算して土曜日及び日曜日を除く原則2日以内に回答する。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申請書を提出したすべての者に回答する。

イ その他

提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については回答しない。

10 企画提案書の提出

提案参加者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出場所

上記3の場所

(2) 提出期限

令和7年7月24日(木)午後5時

(3) 提出方法

持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送

付の場合であっても上記の日時必着とする。)

(4) 提出部数

正本1部、副本7部とする。

(5) 提案書の記載事項

「庁内システム全体最適化に向けた調査・方針検討支援業務に関する企画提案書作成要領」のとおり。

(6) その他

提案書は、「企画提案申請書」(様式第6号)を付して提出すること。

11 サービス提供予定事業者の選定方法

(1) 内容

企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

(2) 日時等

令和7年8月1日(金)実施予定

※Web会議ツール(Microsoft Teams 等)を使用する審査を予定しており、実施方法等を申請者へ通知する。

(3) 時間

プレゼンテーションは、企画提案書に記載した事項をもとに行うこと。

(4) 説明者

主たる説明者を1名、主たる説明者を補助する者を2名以内とし、主たる説明者は当該業務の主任担当者としてすること。

(5) 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

(6) 審査基準

提案書記載事項一覧(別紙1〈企画提案書作成要領に添付〉)に定める各項目の評点の合計点(満点190点)及び価格点(満点10点)の総合点(満点200点)とする。なお、価格点は、下記のとおり算出する。

価格点 = (1 - 提案額 × 1.1 / 上限金額) × 10

(7) その他

県ではWeb会議ツール端末(パソコン等)1台を用意するが、申請者はインターネット回線及びWeb会議ツール用端末を各自で準備すること。

なお、企画提案日までに県とWeb会議の視聴確認を行うものとする。

企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

12 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき、又は提案後、契約までの間に資格を満たさなくなったとき。

(2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき。

(3) 同一人が二件以上の提案をしたとき。

(4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

(5) 同一人が二人以上の代理人をしたとき。

- (6) 提案に関して連合その他不正の行為があったとき。
- (7) 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。
- (8) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

13 業務提供事業者の決定及び契約

- (1) 最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

14 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

15 その他の留意事項

- (1) 提案に必要な費用は各提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加資格審査申請書及び提案書は返還しない。
- (3) 提出された参加資格審査申請書及び提案書は提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限以降における参加資格審査申請書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 参加資格審査申請書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加資格申請書又は提案書を無効とするとともに、必要に応じて虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う。
- (6) 見積額については県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)による。